

計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

- ・ 県内には、虐待など様々な事情により家庭から離れて、児童養護施設や里親家庭等で生活をしている子どもが約450人います。
- ・ 本県では、権利の主体であるこどもの家庭養育優先原則¹を徹底するため、令和2年3月に「大分県社会的養育推進計画」（以下本計画を通じて「現行計画」という。）を策定し、家庭的な養育環境である里親等への委託の推進や児童養護施設等の小規模グループケア²化などを進めてきました。その結果、里親等委託率の上昇や小規模化された施設数の増加など、関係機関の理解と協働のもと、家庭養育優先原則に基づく社会的養育³体制の充実に図られてきました。
- ・ 一方で、児童相談所における虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、パーマネンシー保障⁴の理念に基づくケースマネジメントの更なる徹底など、こどもの最善の利益を図るために取り組むべき新たな課題等も生じています。
- ・ 令和4年6月に成立した改正児童福祉法では、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護を念頭にした児童福祉施策を推進するため、市町村における子ども家庭センターや子育て世帯訪問支援事業等のほか、一時保護施設（一時保護所）の設備・運営基準の策定や親子再統合支援事業、里親等に対する支援を包括的に実施する里親支援センターの創設などが規定されました。さらに、妊産婦等生活援助事業や社会的養育自立支援拠点事業が創設されたほか、こどもの権利擁護に係る環境整備などが規定され、当該改正法の内容は、虐待等の予防的支援策に、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する支援策に、重要な役割を果たすものです。
- ・ また、「子ども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では、「全ての子ども・若者が、（中略）生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（子どもまんなか社会）を目指すことが示されました。
- ・ 本県では、令和11年度までとしている現行計画の折り返しにあたり、現状を把握しつつ、時代の潮

¹ こどもの養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という基本的なニーズを満たすことの重要性等から、こどもの養育にあたっては、家庭を優先するという原則（国連指針）。国及び地方公共団体は、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、保護者への支援を原則とした上で里親等委託を、里親等委託が適当でない場合は、できる限り良好な家庭的環境において子どもが養育されるよう必要な措置を講じなければならない（平成28年改正児童福祉法）。

² 児童養護施設等において、6人以下の小規模グループ毎に居室等を設けるとともに、担当職員を配置し、より家庭的な環境下でこどもの養育を行うもの。本体施設の敷地内又は敷地外（分園型小規模グループケア）で行う。

³ こどもの養育に対して、保護者とともに社会全体が責任を持つという考え方。社会的養育のみならず、市町村が行う子育て支援サービス全般も含まれる。

⁴ 親による養育が困難な場合、こどもの健やかな成長のために養子縁組等により、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障しようとする考え方。

流にあわせ、こどもたちの社会的養育を更に推進するため、現行計画を抜本的に見直し、新たに「大分県社会的養育推進計画 2025 改定版」を策定しました。

- ・ 策定にあたり、有識者や代替養育経験者等を委員とした大分県社会的養育推進計画改定委員会を全7回開催（準備委員会を含む。）し、各委員から意見聴取等を行ったほか、代替養育中のこどもを対象としたアンケート（以下本計画を通じて「こどもアンケート」という。）及び児童養護施設に入所中のこどもを対象とした意見ヒアリング（以下本計画を通じて「こどもヒアリング」という。）を通じて、当事者であるこどもの意見を取り入れました。
- ・ 今後、社会的養育の推進にあたっては、本計画に基づいて施策を実施し、着実に成果をあげていくことが重要です。
- ・ 特に、当事者であるこどもが本計画の内容を理解し、ともに施策を進めていくことが重要であるため、本計画の概括版として「大分県社会的養育推進計画 2025 改定版～こども版～」（以下「こども版計画」という。）を作成しました。こども版計画は「とてもやさしい」と「やさしい」の2種類の概括版を作成し、こどもの年齢や理解度に応じて積極的に活用します。
- ・ 本県の将来を担う全てのこどもが、その権利が保障され、愛情豊かな環境の中で心身ともに健やかに育ち、夢と希望に満ちた生活を送ることができる大分県の実現に向けて、本計画が、社会的養護⁵に関わる関係職員のみならず、全ての県民の理解と意識の醸成につながることを期待します。

2 計画の性格

- ・ 本計画は、大分県次世代育成支援行動計画「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）⁶」の社会的養育部門計画の性格を有します。

3 計画の期間

- ・ 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。
- ・ 進捗については、毎年度検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の構成

- ・ 本計画の掲載内容は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づく12項目において、①現行計画の達成見込みや達

⁵ 保護者のいないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

⁶ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項等に基づく都道府県子ども子育て支援事業計画。次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成のため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための行動計画を策定したものである。令和7年度～11年度までの5年間の計画期間としており、大分県長期総合計画（令和6年10月公表）の部門計画に位置付けられている。

成・未達成（見込）の要因分析等のほか、②資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）を明らかにした上で、③整備・取組方針及び④評価のための指標等とします。

- ・ 現行計画の前期目標値（2024（R6）年度）に対する実績等については、前述のとおり各項目に掲載していますが、一覧を参考資料として掲載しています。